

2022年4月12日

各 位

会 社 名 J. フロント リテイリング株式会社 代 表 者 代表執行役社長 好本 達也 (コード 3086 東証プライム市場、名証プレミア市場) 問合せ先責任者 財務戦略統括部 I R推進部長 稲 上 創 (TEL 03 - 6895 - 0178)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、2022年5月26日開催予定の第15期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、下記の(1)ないし(4)のとおり、当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第 16 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

また、業務執行との分離による監督機能のさらなる強化をめざし、取締役員数の適正 化のため、現行定款第 19 条に規定する取締役の員数を「15 名以内」から「11 名以内」 に減員するものであります。

加えて、経過措置の終了に伴い、相談役に関する経過措置の規定(現行定款附則第2条)を削除するものであります。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 5 月 26 日 (予定)定款変更の効力発生日 2022 年 5 月 26 日 (予定)

以上

# J. フロントリテイリング株式会社 定款変更案対照表

(下線部は変更箇所)

	(下線部は変更箇所)
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開 示とみなし提供)	(削除)
第16条 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類、事業報告、計算書	
類および連結計算書類に記載または表示を	
すべき事項に係る情報を、法務省令に定め	
るところに従いインターネットを利用する	
<u>方法で開示することにより、株主に対して</u> 提供したものとみなすことができる。	
(新設)	
	第16条 当会社は、株主総会の招集に際
	し、株主総会参考書類等の内容である情報
	<u>について、電子提供措置をとるものとする。</u>
	2. 当会社は、電子提供措置をとる事項の
	<u>うち法務省令で定めるものの全部または一</u> 部について、議決権の基準日までに書面交
	付請求した株主に対して交付する書面に記
	載しないことができる。
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当会社の取締役は、15名以内と	第19条 当会社の取締役は、11名以内と
する。	する。
附則	附則
(相談役に関する経過措置)	(削除)
第2条 第10期定時株主総会決議による変	
更前第27条(相談役)の規定は、現任の相 談役についてはその終任時まで、その効力	
を有するものとする。	
(新設)	(電子提供措置に関する経過措置)
	第2条 定款第16条の変更は、会社法の一
	部を改正する法律(令和元年法律第70号)附
	則第1条ただし書きに規定する改正規定の
	<u>施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施</u> 行日」という)から効力を生ずるものとす
	<u> 11日] というから                                    </u>

- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6か月以内の日を株主総会の日とする株主 総会については、変更前定款第16条(株主 総会参考書類等のインターネット開示とみ なし提供)はなお効力を有する。
- 3. 本条は、施行日から6か月を経過した 日または前項の株主総会の日から3か月を 経過した日のいずれか遅い日後にこれを削 除する。